

法人税実務事例検討

取引先株式の売却代金をヘッジする目的で行う
信用売取引の取扱い

税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

その他有価証券に該当する取引先の株式の一部を売却することになり、その売却代金（キャッシュフロー（CF））をヘッジするために、同一銘柄の信用売取引をヘッジ目的で行った場合、その信用売取引の決済損益はCFヘッジ目的である取引先の株式の売却代金を受け取った時に計上される。

事 例

当社（3月決算、資本金3,000万円の青色申告法人）は、取引先であるA社（上場会社）の株式を100,000株保有していましたが、今般の取引の見直しによりA社株式（1株当たりの取得価額1,000円）の一部を売却することとなったことから、その売却時のCFをヘッジする目的で、令和3年3月18日にA社株式につき証券会社を通じて信用取引で50,000株を2,000円で売り建てていました。

その後、A社との取引内容の見直しが正式に契約書で確認され、当社が保有するA社株式のうち50,000株の売却についても合意ができたことから、令和3年4月30日に証券取引所において50,000株を2,900円で売却しました。

また、A社株式の信用売取引の清算をし、 $(2,000円 - 2,900円) \times 50,000株 = 45,000,000円$ の決済差損を計上しました。

この場合において、保有するA社株式100,000株のうち売却する50,000株のヘッジ取引であり、ヘッジ手段である信用売取引の決済差損はその全額を計上してよいでしょうか。

なお、期末のA社株式の時価は2,500円でした。

【当社における令和3年3月期の会計処理】

デリバティブ取引みなし決済損失	25,000,000円	／	デリバティブ取引未払金	25,000,000円
繰延ヘッジ資産	25,000,000円	／	繰延ヘッジ損失	25,000,000円

（注） $(\text{売建}2,000円 - \text{期末時価}2,500円) \times 50,000株 = \Delta 25,000,000円$